

## 役員報酬等に関する規定

### 第一章 総則

#### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人若葉会（以下「当法人」という。）の定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、業務に従事する役員等の報酬、退職金、慰労金、慶弔金及び法人業務に携わったときの報酬等及び実費弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、法人の理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

### 第二章 報酬等

#### (報酬)

第3条 継続かつ定期的に就業する役員等の報酬は、理事会で個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、別表1に定める役員等報酬表の支給基準額を評議員会で決定し、各人に支給する。別途賞与の支給は行わない。

- (1) 別表1の号俸とは、職員として入職した年から数えた年数を号俸とする。  
(2) 別表1の支給基準額とは、号俸に合った金額を月額とする。  
(3) これらの金額は第5項、7項のそれぞれの合計金額には含まないものとする。
- 2 前項に該当しない役員等が評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、次のとおり日当を支給する。

(1) 評議員選任・解任委員

1日 4時間以内 5,000円

1日 4時間以上 8,000円

(2) 評議員

1日 4時間以内 15,000円

1日 4時間以上 20,000円

(3) 理事

1日 4時間以内 15,000円

1日 4時間以上 20,000円

(4) 監事

1日 4時間以内 15,000円

1日 4時間以上 20,000円

- 3 翌年度の報酬額は、毎年開催される定期評議員会において、法人の業績と当該役員等の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価の上見直すことがある。
- 4 理事において、当法人施設、本部事務局の職を兼務する者には、第1項及び第2項は適用しない。ただし職員給与に加え役員等兼任手当として次のとおり支給する。  
月額 50,000円
- 5 評議員の報酬に関して、各年度の総額が500,000円を超えないものとする。
- 6 理事の報酬に関して、各年度の総額が15,000,000円を超えないものとする。
- 7 監事の報酬に関して、各年度の総額が200,000円を超えないものとする。

#### (報酬の支払方法)

第4条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

- (1) 第3条1項の役員等については、毎月16日に起算し、翌月15日に締め切り、翌月末日(当日が土曜日・日曜日又は祝日の場合はその前日)に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。
  - (2) 第3条2項の役員等については、その都度現金にて支払う。
  - (3) 第3条4項の役員等については、毎月16日に起算し、翌月15日に締め切り、翌月末日(当日が土曜日・日曜日又は祝日の場合はその前日)に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。
- 2 報酬の支払い額は、源泉徴収税額を控除した額を支払う。

#### (交通費)

第5条 評議員会・理事会・評議員選任・解任委員会への出席、法人業務に携わったときの交通費は、実費にて次のとおり支払う。

- (1) 第3条1項の役員等については、交通費届によって申し出された金額に出勤日に乗じた金額を報酬に加えて支払う。ただし交通費届の申し出のないものについては、領収書等の支払いの証明をできるものをもって、現金で支払うことができる。
- (2) 第3条2項の役員等については、交通費届によって申し出された金額を報酬に加え、その都度現金によって支払う。ただし交通費届の申し出のないものについては、領収書等の支払いの証明をできるものをもって、現金で支払う。

#### (費用弁償)

第6条 評議員会・理事会・評議員選任・解任委員会への出席、法人業務に携わった時に支出した、通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を現金にて支給する。

### 第3章 出張旅費

#### (出張旅費)

- 第7条 出張旅費は原則として交通費、宿泊費、宿泊日当、及びその他の費用に区分する。
- 2 交通費は鉄道費、船賃、車賃、航空賃（急行料金、特急料金、指定料金などを含む）に要した費用を支給する。
  - 3 宿泊費は宿泊に伴う室料、夕朝食費、付随する税及びサービス料とし、出張中の宿泊数に応じて支給する。
  - 4 宿泊日当は宿泊を伴う出張に対して、1日当たり  
5,000円を支給する。
  - 5 その他出張中において、用務に支出した通信費、物品輸送費及び雑費等は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。
  - 6 参加費等の費用を別途支給されたときには、重複する出張旅費等は支給しない。

#### (出張旅費の借受)

- 第8条 出張旅費は出発前に予定計算額の範囲内で仮払い申請書をもって借受することができる。

#### (出張旅費の精算)

- 第9条 出張者は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。
- 2 出張旅費を借受した場合は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

### 第4章 退任慰労金

#### (金額の算定)

- 第10条 退任役員等に対する退任慰労金の金額は、次の基準に在任期間の年数を乗じて算出した金額とする。
- (1) 理事長・・・・・・在任期間1年につき30,000円
  - (2) 理事、監事・・・・・・在任期間1年につき20,000円
  - (3) 評議員・・・・・・在任期間1年につき10,000円
- 2 在任期間の計算は、役員等就任日を起算として、1年に満たない端数月は6ヶ月以上のときは切り上げ、6ヶ月未満のときは切り捨てるものとする。

#### (支給の方法)

- 第11条 退任慰労金は、役員等を退任した時点において、現金又は指定口座に振り込みにて支給する。

#### (控除)

- 第12条 退任慰労金の支給にあたり、法定の源泉税及び退任役員等が法人に対して負担す

る債務があるときは、その額を控除する。

## 第5章 慶弔

### (受章祝金)

第13条 役員等が社会福祉事業に関する功勞により、厚生労働大臣、静岡県知事、浜松市長の功勞表彰又は国の叙勲、報奨制度に基づく叙勲、褒章を受けたとき及び理事長が指定した褒章等を受けたときは、別表2に定める祝金を支給する。

### (傷病見舞金)

第14条 役員等が傷病により入院が継続して2週間以上に及んだときは、別表2に定める傷病見舞金を支給する。

### (災害見舞金)

第15条 役員等が火災、水害その他不時の災害を受けたときは、その被害に応じて別表2に定める災害見舞金を支給する。

### (弔慰金)

第16条 役員等が死亡したときは、別表3の定めにより相続人に弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

### (親族等への香華料)

第17条 役員等の親族等が死亡したときは、別表4に定める香華料を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

## 第6章 附則

### (改正)

第18条 この規定を改正又は廃止する必要がある場合は、社会福祉法人若葉会理事会の議決を経なければならない。

この規定は平成28年12月1日に制定 平成29年1月1日より施行する。

この規定は令和5年6月10日に制定 令和5年6月10日より施行する。

別表1 役員等報酬表

号俸	支給基準額（単位：円）月額	備考
1	50,000	
2	100,000	
3	150,000	
4	200,000	
5	250,000	
6	300,000	
7	350,000	
8	400,000	
9	450,000	
10	500,000	
11	550,000	
12	600,000	
13	650,000	
14	700,000	
15	750,000	
16	800,000	
17	850,000	
18	900,000	
19	950,000	
20	1,000,000	

別表2 祝い金及び見舞金

区分	支給基準	金額（単位：円）	備考
受章祝金	了、厚生労働大臣、静岡県知事、浜松市長表	20,000	

	彰受賞のとき イ、国の褒賞制度による 褒賞受章の時 ウ、理事長が指定した表 彰	30,000 10,000以上 30,000以内	
傷病見舞金	ア、私傷病見舞金 イ、業務上の傷病によ る見舞金（通勤災害 を含む）	10,000 30,000	
災害見舞金	被害の程度による	10,000以上 30,000以内	理事長の判断による

別表3 弔慰金

対象者	支給額（単位：円）	備考
理事長	100,000	弔電・生花料を含む
業務執行理事	80,000	
その他の役員等	50,000	

別表4 香華料

対象者	支給基準額（単位：円）	備考
配偶者	30,000	弔電・生花料を含む
父母	20,000	
配偶者の父母、養父母	10,000	
子	30,000	
祖父母	10,000	弔電料を含む
兄弟	10,000	